

筑波大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

2018年4月

生徒部／保健部

Ⅰ いじめの防止に関する基本方針

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめ防止のための組織

① 名称

いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

② 構成員

校長、副校長、生徒部長、保健部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、附属学校教育局指導教員

③ 活動

ア いじめの未然防止に関すること

イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

ウ いじめ事案への対応に関すること

④ 年間計画

	生徒の活動等	学校全体
4月	新入生入学	アンケートの実施 心身の健康調査・相談窓口の周知
5月		第1回いじめ対策委員会
6月	校外行事(2学年)	健康相談
7月	蓼科生活(1学年)	
8月	部活動合宿	附属中高合同研究会
9月	桐陰祭(1,2,3学年)	
10月	スポーツ大会(1,2,3学年)	講演会(保護者対象) 学校生活サポートテスト
11月	修学旅行(2学年) 校外学習(1,3学年)	健康相談 第2回いじめ対策委員会
2月	心理学講習会	講演会(生徒対象)
3月	部活動合宿	健康相談 研究会(教員対象)

2 いじめの未然防止・早期発見

1. いじめ防止のための措置

- ① ホームルーム活動、生徒会活動、行事などを通じて、生徒集団の自治意識を高め、主体的に活動に参加できるような集団づくり、学校づくりを進める。
- ② 多様な価値観があることを理解して、お互いの人格を尊重し合う態度を養い、他者に対する寛容さを育む。
- ③ 教職員の校内研修を充実させ、いじめ防止のための対策に関する資質能力の向上を図る。
- ④ インターネット上のいじめに対処するために、専門家や民間団体と連携し、生徒や保護者を対象とした講演会などを行う。

2. いじめ早期発見のための措置

日頃から生徒が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。

- ① 学級担任、部活動の顧問等により、適宜個人面談を実施する。
- ② 心身の健康調査(4月実施)、学校生活サポートテスト(10月実施)を活用する。
- ③ いじめに関するアンケート(4月実施)を活用する。
- ④ 健康相談(6月、11月、3月実施予定)を活用する。
- ⑤ スクールカウンセラーを活用する。
- ⑥ 筑波大学学校教育局の教育相談室等の、相談機関の情報を適宜伝える。
危険信号をキャッチした際は、学級担任等が一人で抱え込むことがないように、学年、いじめ対策委員会、学校全体で組織的に対応する。

3 いじめ事案への対応

1. いじめに対する措置

- ① いじめ、あるいはそれが疑われる事案が生じたときは、関係する機関(生徒部、学年等)と連絡をとりあい、速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめ対策委員会を開催し、いじめを受けた生徒(および保護者)、いじめを行った生徒(および保護者)、いじめが起きた集団それぞれに対し、適当な指導・支援を行う。
- ③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、筑波大学附属学校教育局及び大塚警察署等と連携して対応する。

2. いじめに対する指導・支援

- ① いじめられた生徒(または保護者)への支援
いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、関係職員(養護教諭、スクールカウンセラー等)の協力を得て対応を行う。

② いじめた生徒（または保護者）への指導

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、いじめ対策委員会が中心となって複数の教職員が連携し、状況に応じて、関係職員の協力を得て対応を行う。

③ いじめが起きた集団への指導

いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、集団（学級、クラブ、学校）全体の課題として解決を図る。同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強めるものであることを理解させるようにする。学級、クラブ、学校全体で、全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進める。

3. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、附属学校教育局に速やかに報告する。
- ② 附属学校教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。